

第二号議案

令和元年第四回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十九条の規定により、知事から令和元年第四回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について意見を求められたので、別紙（案）のとおり回答する。

令和元年十一月二十二日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

提案理由

知事から照会のあった令和元年第四回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について、別紙（案）のとおり回答したいので提案する。

教委教改第912号

令和元年11月 日



大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県教育委員会

教育長 工藤 利明

議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和元年11月20日付け財第479号で照会のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。

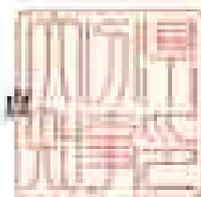


財 第 4 7 9 号
令和元年11月20日

大分県教育委員会

教育長 工 藤 利 明 殿

大分県知事 広 瀬 勝 直



議案に対する教育委員会の意見について (照会)

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議 案 名

- ・職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ・大分県特殊詐欺等被害防止条例の制定について
- ・大分県安全・安心まちづくり条例の一部改正について
- ・公の施設の指定管理者の指定について

2 議案提出県議会

令和元年第4回定例会

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の概要

項目1：職員の給与に関する条例の一部改正（第1条及び第2条関係）

項目	改正内容	備考																			
(1) 給料表改定	若年層に重点を置いた給料月額の上上げ (改定率0.12%、月額420円)	平成31年4月1日 適用																			
(2) 勤勉手当	期末・勤勉手当の年間支給月数の上上げ (4.45月→4.50月)に係る12月期の支給月数の改正 (上上げ分は勤勉手当に配分) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">勤勉手当</th> <th rowspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般職員</td> <td>0.925</td> <td>0.925</td> <td>0.975</td> </tr> <tr> <td>特定管理職員</td> <td>1.125</td> <td>1.125</td> <td>1.175</td> </tr> </tbody> </table>	勤勉手当	6月期	12月期		現行	改正後	一般職員	0.925	0.925	0.975	特定管理職員	1.125	1.125	1.175	令和元年12月1日 適用					
	勤勉手当			6月期	12月期																
現行		改正後																			
一般職員	0.925	0.925	0.975																		
特定管理職員	1.125	1.125	1.175																		
	6月期と12月期の支給月数の改正(4.50月) (均等になるように配分) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">勤勉手当</th> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>R1.12以降</th> <th>改正後</th> <th>R1.12以降</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般職員</td> <td>0.925</td> <td>0.95</td> <td>0.975</td> <td>0.95</td> </tr> <tr> <td>特定管理職員</td> <td>1.125</td> <td>1.15</td> <td>1.175</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table>	勤勉手当	6月期		12月期		R1.12以降	改正後	R1.12以降	改正後	一般職員	0.925	0.95	0.975	0.95	特定管理職員	1.125	1.15	1.175	1.15	令和2年4月1日 施行
勤勉手当	6月期		12月期																		
	R1.12以降	改正後	R1.12以降	改正後																	
一般職員	0.925	0.95	0.975	0.95																	
特定管理職員	1.125	1.15	1.175	1.15																	

項目2：一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第3条及び第4条関係）

項目	改正内容	備考												
(1) 給料表改定	任期付職員給料表の一部の号給の給料月額の上上げ	平成31年4月1日 適用												
(2) 期末手当	年間支給月数の上上げ(3.35月→3.40月)に係る12月期の支給月数の改正 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.675</td> <td>1.675</td> <td>1.725</td> </tr> </tbody> </table>	6月期	12月期		現行	改正後	1.675	1.675	1.725	令和元年12月1日 適用				
	6月期		12月期											
現行		改正後												
1.675	1.675	1.725												
	6月期と12月期の支給月数の改正(3.40月) (均等になるように配分) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>R1.12以降</th> <th>改正後</th> <th>R1.12以降</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.675</td> <td>1.7</td> <td>1.725</td> <td>1.7</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期		R1.12以降	改正後	R1.12以降	改正後	1.675	1.7	1.725	1.7	令和2年4月1日 施行
6月期		12月期												
R1.12以降	改正後	R1.12以降	改正後											
1.675	1.7	1.725	1.7											

項目3：一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第5条及び第6条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考												
(1) 給料表改定	第1、2号任期付研究員給料表の一部の号給の給料月額引上げ	平成31年4月1日適用												
(2) 期末手当	年間支給月数の引上げ（3.35月→3.40月）に係る12月期の支給月数の改正 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1.675</td> <td>1.675</td> <td>1.725</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期			現行	改正後			1.675	1.675	1.725	令和元年12月1日適用
	6月期		12月期											
	現行	改正後												
	1.675	1.675	1.725											
6月期と12月期の支給月数の改正（3.40月）（均等になるように配分） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>R1.12以降</th> <th>改正後</th> <th>R1.12以降</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.675</td> <td>1.7</td> <td>1.725</td> <td>1.7</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期		R1.12以降	改正後	R1.12以降	改正後	1.675	1.7	1.725	1.7	令和2年4月1日施行	
6月期		12月期												
R1.12以降	改正後	R1.12以降	改正後											
1.675	1.7	1.725	1.7											

項目4：特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正（第7条及び第8条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考												
期末手当	年間支給月数の引上げ（3.35月→3.40月）に係る12月期の支給月数の改正 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1.675</td> <td>1.675</td> <td>1.725</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期			現行	改正後			1.675	1.675	1.725	令和元年12月1日適用
	6月期		12月期											
	現行	改正後												
	1.675	1.675	1.725											
6月期と12月期の支給月数の改正（3.40月）（均等になるように配分） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>R1.12以降</th> <th>改正後</th> <th>R1.12以降</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.675</td> <td>1.7</td> <td>1.725</td> <td>1.7</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期		R1.12以降	改正後	R1.12以降	改正後	1.675	1.7	1.725	1.7	令和2年4月1日施行	
6月期		12月期												
R1.12以降	改正後	R1.12以降	改正後											
1.675	1.7	1.725	1.7											

項目5：大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正（第9条及び第10条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考												
期末手当	年間支給月数の引上げ（3.35月→3.40月）に係る12月期の支給月数の改正 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1.675</td> <td>1.675</td> <td>1.725</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期			現行	改正後			1.675	1.675	1.725	令和元年12月1日適用
	6月期		12月期											
	現行	改正後												
	1.675	1.675	1.725											
6月期と12月期の支給月数の改正（3.4月）（均等になるように配分） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>R1.12以降</th> <th>改正後</th> <th>R1.12以降</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.675</td> <td>1.7</td> <td>1.725</td> <td>1.7</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期		R1.12以降	改正後	R1.12以降	改正後	1.675	1.7	1.725	1.7	令和2年4月1日施行	
6月期		12月期												
R1.12以降	改正後	R1.12以降	改正後											
1.675	1.7	1.725	1.7											

項目6：職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正（第11条関係）

項 目		改 正 内 容				備 考
扶養手当 (附則第9項)		平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間の 扶養手当の経過措置額の引上げ (子に係る扶養手当を300円引上げ)				平成31年4月1日 適用

		29年度	30年度	31年度	32年度	
配偶者	7級まで	12,500	9,500	7,500	6,500	
	8級	10,000	6,500	3,500	→	
	9級	10,000	6,500	3,500	0	
子		7,500	9,000	9,500	10,000	
父母等	7級まで	6,500	→	→	→	
	8級	6,500	→	3,500	→	
	9級	6,500	→	3,500	0	
配偶者 がない 場合の 一人目	子	10,000	→	→	→	
	父母等	7級まで	9,000	8,000	7,000	6,500
		8級	9,000	6,500	3,500	→
9級	9,000	6,500	3,500	0		

		29年度	30年度	31年度	32年度	
配偶者	7級まで	12,500	9,500	7,500	6,500	
	8級	10,000	6,500	3,500	→	
	9級	10,000	6,500	3,500	0	
子		7,500	9,000	9,800	10,000	
父母等	7級まで	6,500	→	→	→	
	8級	6,500	→	3,500	→	
	9級	6,500	→	3,500	0	
配偶者 がない 場合の 一人目	子	10,000	→	→	→	
	父母等	7級まで	9,000	8,000	7,000	6,500
		8級	9,000	6,500	3,500	→
9級	9,000	6,500	3,500	0		

附則（第1項～第3項関係）

項 目	改 正 内 容
第1項	施行期日 この条例は、令和2年3月31日までの間において、規則で定める日から施行する。（第11条中、元号改正に係るものは公布の日） ただし、令和2年度以降の期末・勤勉手当（第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条）の改定は令和2年4月1日から施行する。
第2項	給料表及び扶養手当の経過措置額（第1条、第3条、第5条及び第11条）の改定は平成31年4月1日から適用する。
第3項	令和元年12月に支給される勤勉手当の支給率（第1条）、期末手当の支給率（第3条、第5条、第7条、第9条）の改定は令和元年12月1日から適用する。

大分県特殊詐欺等被害防止条例の制定及び 大分県安全・安心まちづくり条例の一部改正について

1 大分県安全・安心まちづくり条例の概要

県民等の生命、身体、財産に危害を及ぼす犯罪の防止に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、安全・安心まちづくりを推進し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図ることを目的とする。

2 改正理由

他県では通学途中の子ども達が犠牲になる痛ましい事件が発生していることから、本県においても次代を担う子ども達を地域全体で守ることを明文化し、県民等の意識の向上を図る。

また、特殊詐欺等の被害から県民を守るため、新たに条例を制定するもの。

3 改正内容

《現行条例》

第1章 総則
第2章 県民等による犯罪防止のための自主的な活動の促進
第3章 住宅の防犯性の向上
第4章 道路、公園等の防犯性の向上
第5章 商業施設等における防犯性の向上
第6章 観光施設等における観光旅行者の安全の確保等
第7章 学校等における児童等の安全の確保等
第8章 雑則

第8章 特殊詐欺等の根絶に向けた社会的気運の醸成
第29条 【新設】 県は、市町村及び県民等と連携し、及び協力して、特殊詐欺等の被害の防止に関する施策を総合的に推進すること等により、特殊詐欺等の根絶に向けた社会的気運を醸成するものとする。

第8章として新設「雑則」は第9章へ

(改正内容)

子どもを守る取組（第7章に追加）
第26条（通学路等における児童等の安全の確保）【改正】 警察署長、学校管理者等は連携して、通学路等における児童等の安全確保のために必要な措置を講ずる。
第27条（通学路等における安全の確保のための指針の策定）【新設】 県において、通学路等における児童等の安全確保に関する指針を策定する。
第28条（児童等に対する防犯教育の充実等）【新設】 県は、関係機関と連携し、児童等が被害を受けないよう防犯教育の充実に努める。また、社会規範教育の充実に努める。

「大分県特殊詐欺等被害防止条例」の新規制定
○被害の防止等に関する基本的施策等
○被害の防止のために必要な措置等
・建物の貸付けに係る措置等
・旅館営業者等の営業に係る規制等
・個人情報等の提供等に係る措置等

4 施行期日

- 大分県安全・安心まちづくり条例 …… 公布の日から施行
- 大分県特殊詐欺等被害防止条例 …… 令和2年4月1日施行

公の施設の指定管理者の指定について

令和元年度末をもって指定期間が満了する大洲総合運動公園及び大分県立フェンシング場の指定管理について、次のとおり指定管理者を指定するもの。

【公募／指定期間3年：令和2年4月1日～令和5年3月31日】

指定管理候補者	提案価格	債務負担行為額	選定委員会における評価
ファビルス・プランニング 大分共同事業体 代表者 株式会社ファビルス 代表取締役 野田 太	212,400 千円 (うち大洲総合運動公園 209,400千円) (うちフェンシング場 3,000千円)	212,622 千円 (うち大洲総合運動公園 209,541千円) (うちフェンシング場 3,081千円)	<ul style="list-style-type: none"> これまでの経験・実績を活かした管理運営の安定性・信頼性が高いと評価。 様々なノウハウを駆使した各種スポーツ教室の実施等多岐にわたる具体的な事業の提案や、イベント等の情報発信における種々具体的な広報など、今後の利用者の増加に向け、より一層期待ができると評価。 県と大分市の両施設の一体的な管理運営による利用者の利便性の向上や維持管理の効率化等が評価された。

※ 大分県立フェンシング場は、大洲総合運動公園及び体育館（令和2年4月に大分市へ移管予定）と一括して指定管理を実施。

（参考：目標指標及び目標値）

目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数（単位：人）	200,000	200,000	200,000
うち 大洲総合運動公園	188,000	188,000	188,000
フェンシング場	12,000	12,000	12,000